

国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学博士特別研究生規程を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(入学資格)</p> <p>第3条 博士特別研究生として入学できる者は、本学の学府又は研究科の博士(後期)課程を修了後、引き続き当該学府又は研究科において研究を志願する者とする。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第4条 博士特別研究生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 博士(後期)課程修了見込証明書</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該学府教授会又は研究科教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 研究期間は、1年以内とし、期間の延長は認めない。ただし、<u>当該学府長等</u>が、特別の事情があると認めるときは、当</p>	<p>本則</p> <p>(入学資格)</p> <p>第3条 博士特別研究生として入学できる者は、本学の学府又は研究科の博士課程(博士前期課程を除く。以下同じ。)を修了後、引き続き当該学府又は研究科において研究を志願する者とする。</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第4条 博士特別研究生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、あらかじめ研究課題を定め、研究指導を希望する教員の承認を得て次の書類に所定の検定科を添えて所定の期日までに当該学府又は研究科の長(以下「学府長等」という。)に出願しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 博士課程の修了見込証明書</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第5条 前条の入学志願者については、当該学府又は研究科(以下「学府等」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(研究期間)</p> <p>第8条 研究期間は、1年以内とし、期間の延長は認めない。ただし、<u>学長</u>が、特別の事情があると認めるときは、当該学府等</p>

<p>該教授会の議を経て、更に1年以内に限り、その期間を延長することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が退学を命ずることがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(研究証明書の交付)</p> <p>第12条 学府長等は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。</p>	<p>の議を経て、更に1年以内に限り、その期間を延長することができる。</p> <p>(退学)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 次の各号の一に該当する者は、当該学府等の議を経て、学長が退学を命ずることがある。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(研究証明書の交付)</p> <p>第12条 学長は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。</p>
---	---

附 則 (教規程第10号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。